

# 公募型見積合わせ説明書

この公募型見積合わせ説明書は、長野県が発注する「不用車両の売払い」に係る契約に関し、公募型見積合わせに参加しようとする者（代理人を含む。以下「見積参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項について説明したものです。

## 1 公募型見積合わせに付する事項

見積広告に示すとおりとします。

## 2 見積参加者に必要な資格

見積公告に示すとおりとします。

## 3 公募型見積合わせに係る一般的な事項

- (1) 見積参加者は、見積公告及び本説明書を熟覧し、承諾のうえ、公告した仕様に基づき見積りを行わなければなりません。この場合において、当該調達の仕様又は見積手続き等について疑義がある場合は、見積公告において調達に係る照会先として示した者に説明を求めることができます。  
ただし、見積書提出後、当該調達の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (2) 一度提出した見積書の差替や撤回、記載事項の変更はできません。
- (3) 見積書の採用決定後、契約を辞退することはできないものとします。
- (4) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (5) 見積参加者が見積に要した費用は、すべて当該見積参加者が負担してください。
- (6) 参加要件の確認書類を求められた場合は、公告に事前提出の定めがある場合を除き、見積書に当該書類を添付して提出するものとします。
- (7) 見積参加者は見積りに際して知り得た秘密を漏らしてはならないものとします。
- (8) 都合により見積合わせの延期又は中止を行うことがあります。中止する場合は天災等の緊急事態を除き、原則として長野県警察ホームページに掲載し、お知らせします。
- (9) 見積合わせによる採用決定後に談合その他不正行為に関する事実が確認された場合は、契約を解除し、違約金を徴するものとします。
- (10) 見積参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び見積価格は、特に定めのない限り、採用する見積書の決定後に公表するものとします。
- (11) その他、長野県との随意契約に関しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び長野県財務規則（昭和 42 年規則第 2 号）の規定によります。

#### 4 見積書の提出

##### (1) 提出方法

(2) に示す提出先に、見積書及び見積公告で技術資料等の提出内容において示した資料(1)～(7)（以下「技術資料」という。）を直接又は郵送により提出してください。

##### (2) 提出先及びお問い合わせ先

長野県警察本部警務部会計課 調度係 担当：藤森

〒380-8510

長野市大字南長野字幅下 692-2

電話：026-233-0110（自動音声案内 6-1-1）

##### (3) 提出期限

令和8年1月23日（金）14時必着

※ 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日（他の規則により休館日等が定められている場合は、その休館日）を除く9時から12時及び13時から17時の間受け付けます。

##### (4) 見積書を提出する者は、原則として長野県警察ホームページからダウンロードした各案件の見積書様式により、次の各号に掲げる事項を記載して、見積書を提出してください。

ア 日付

イ 見積参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び代表者印の押印

ウ 見積参加者から委任を受けた代理人が見積りをする場合は、見積参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

エ 入札参加資格を取得している者は、電子入札利用者番号

オ 電話番号

カ 見積額

キ 単価

ク 合計

見積参加者は、その提出した見積書の差替、変更又は取消をできません。

見積参加者は、売却物品の本体価格のほか、輸送費等の諸経費を考慮して金額を見積るものとします。

また、契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって決定価格としますので、見積参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、決定価格として見積もる金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

なお、見積書に記載された金額あるいは当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。

## 5 代理人による見積書の提出

見積参加者の代表者は次により代理人を定め、代理人に見積書を作成させることができます。

- (1) 見積書の作成に関する権限を代理人に委任しようとするときは、委任状を提出してください。  
ただし、入札参加資格を取得する際に代理人選任届を提出済の者（以下「届出済代理人」という。）が見積る場合、代理人が代表者名及び代表者印を記載・押印の上見積書を提出する場合は、この限りではありません。
- (2) (1)による委任状は、代表者又は届出済み代理人を委任者としてください。
- (3) 見積参加者及びその代理人は、同一案件に係る他の見積参加者の代理人となることができません。

## 6 見積合わせの方法

提出された見積書及び技術資料により、次のとおり見積合わせを行います。

なお、見積合わせに当たっては、見積参加者又はその代理人の立会いを求めません。

- (1) 日時及び場所  
見積公告に示すとおりとします。
- (2) 見積合わせをした場合において、予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、最高の価格で見積った者から2回目の見積書を徴するものとします。
- (3) 2回目の見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した見積りがないときは、2回目の最高の価格で見積った者から、3回目の見積書を徴するものとします。
- (4) 3回目の見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した見積りがないときは、また同様とします。
- (5) 4回目の見積書の徴取を行い、予定価格の制限に達した見積りがないときは「不落」とします。
- (6) 当初の見積合わせにおいて、見積書の提出が全くなかった場合は「不調」とします。
- (7) 当初の見積合わせにおいて、見積書の提出者が1者のみであった場合、財務規則第136条の2第1項第4号「2人以上から見積書を徴することが適当でない場合」とし、有効とします。

## 7 無効の見積書

次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とします。

- (1) 参加資格のない者が見積ったもの
- (2) 参加要件の確認書類に不備がある者が見積ったもの
- (3) 同一人（代理人を含む）が見積った2通以上の見積書全部
- (4) 見積参加者が協定して見積ったもの
- (5) 調達件名及び調達品名の記載がないもの

- (6) 見積金額のないもの
- (7) 見積金額を訂正し、訂正印のないもの
- (8) 記載した見積額と内訳金額が整合していないもの（軽微な記載誤り等を除く。）
- (9) 記名、押印のないもの（記載が不正確で見積者が特定できないものを含む。）
- (10) 誤字、脱字等により見積った内容の意思表示が明確でないもの
- (11) 見積公告において示した見積書の提出期限までに到達しなかったもの
- (12) あて名（予算執行者名）あるいは提出場所を誤ったもの
- (13) その他見積に関する条件に違反したもの、あるいは公告に示す条件により無効とされるもの

## 8 採用する見積書

- (1) 有効とした見積書のうち採用する見積書は、次のとおりとします。  
見積った額の総額が予定価格以上であり、かつ、最高の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
- (2) 採用となるべき同価の見積りをした者が二人以上あるときは、くじで採用を決めるものとします。  
また、くじを引かない者があるときは、当該見積書の徵取事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせるものとします。
- (3) 採用決定の手続きにおいて、不正な事項や重大な瑕疵が判明した場合には、見積合わせの取消を行うことがあります。
- (4) 見積合わせ後、採用することとなった見積書の提出者にはその旨の通知を行います。採用決定の辞退及び採用された見積内容の変更又は撤回は、原則としてできません。
- (5) 採用者を決定したときは、その翌日から起算して7日以内に、採用者を決定したこと、採用者の氏名及び住所並びに採用金額を、採用とならなかった見積書の提出者に口頭又は電話により通知するものとします。
- (6) 予算執行者は、採用した日の翌日から起算して7日以内に相手方が契約の取りかわしをしないときは、決定を取り消すことができるものとします。

## 9 契約保証金

契約保証金とは、落札者が契約の履行にあたり、あらかじめ長野県に納付する保証金をいい、契約上の義務を履行しないときに、納付した保証金は長野県に帰属します。

- (1) 契約の相手方は、契約の締結と同時に契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければなりません。ただし、次の各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除します。  
ア 契約の相手方が保険会社との間に長野県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保証保険契約書を提出したとき。  
イ 契約の相手方が過去2年間に国又は地方公共団体と、物品購入等に係る契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、

当該契約を確実に履行するものと予算執行者が認めたとき。

ウ 契約金額が 100 万円未満であり、契約の相手方が契約を確実に履行するものと予算執行者が認めたとき。

(2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、別表に掲げるとおりとします。

(3) (1)の契約保証金の額又は担保の価額は、決定価格の 100 分の 10 に相当する金額以上とします。

(4) 契約保証金等の納付方法は次のとおりとします。

ア 現金により納付する場合は、予算執行者の発行する納付書により長野県の指定金融機関、指定代理金融機関、又は収納代理金融機関で納付し、領収書を提示してください。

イ 契約保証金に代わる担保を提供する場合、当該証券、手形、小切手又は保証書等を提出してください。

なお、記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添付してください。

また、手形に金融機関の保証が必要であるときは、当該保証書を添付してください。

(5) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、長野県に帰属するものとします。

(6) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、この契約による債務の履行が完了したとき、又は、返還する事由が生じたときは、これを還付するものとします。

(7) 契約保証金には、利子を付さないものとします。

(8) 契約保証金の納付を免除された者が契約上の義務を履行しないときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として納付するものとします。

## 10 契約の締結

(1) 契約の締結は、売買契約書により行うものとします。

(2) 契約の相手方は、採用を決定した日の翌日から起算して 7 日以内（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第 5 号）第 1 条に規定する県の休日を含まない。落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結しなければなりません。

(3) 契約金額が 100 万円未満の場合で予算執行者が契約書の作成の必要がないと認めたときは、契約書の作成を省略することができます。

(4) 前項の規定により契約書の作成を省略するときは、契約の目的、履行期限、契約金額その他必要な事項を記載した請書を徴することとします。

ただし、予算執行者が請書の徴取の必要がないと認める場合は、この限りではありません。

(5) 10(3) 及び(4)により契約書または請書を省略した場合においても、契約の履行にあたっては 10(1) 売買契約書の規定に同意しているものとみなされます。契約上の義務を履行しない場合には、9(8) に規定する違約金の納付義務も生じますので、ご注意ください。

## 11 公募型見積合わせの参加制限

- (1) 「物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）」（以下、「停止要領」という。）において長野県の入札参加停止措置を受けた者は、当該停止期間は公募型見積合わせの参加も制限されます。
- (2) 公募型見積合わせにおける契約において、契約不履行や不正又は不誠実な行為など停止要領の定める措置要件に該当し、予算執行者が不適当と認めた場合には一定期間、公募型見積合わせで契約の相手方として採用しないことがあります。
- なお、当該事由が「物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）」の定めに該当し、当事者が物品購入等入札参加資格者である場合は、併せて入札参加停止措置の対象となります。

（別表）

### 【契約保証金に代わる担保】

区分	種類	価額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	特別の法律による法人の発行する債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 8 割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該納入期限日の翌日以後の日であるときは、当該納入期限の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に応ずる金額）
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額

（添付書類省略）